

3-メチル-2-ブテノールに係る食品健康影響評価に関する 審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成22年3月18日～平成22年4月16日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 御意見・情報の概要及び添加物専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>申し上げるまでもないことですが、3-メチル-2-ブテノールに限らず、世の中には、さまざまな物質があり、たとえばLD50とか催奇性だとかいうような、さまざまな毒性をあらわす指標があります。また最近では、女性ホルモンや男性ホルモンの構造中にある、生物体の中で起こる生物の性に関わる反応に対する活性をもつような部位をもつ物質には、歓迎できない体による誤認知作用が起き、それによって生殖機能などに悪い影響が出る可能性が極めて高いことが予想されると言ってもよいように思え、すぐに死んだりするほどの大きな害はないのかもしれないけれど、それを摂取してしまった人の免疫力や体力が下がりワケのわからないような病気の原因になってしまう可能性も否定できないと思われまして、将来的には、少子化の加速などが起こる可能性も高いように思われるわけですので、その使用などに、もう少し規制をかけた方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>たとえば、3階建て以上の建物の場合、水道水は、一度、建物の下にある水槽にため、それをポンプなどで建物の上にある水槽に送って、重力を利用して落として使うようなやり方が一般的ですが、水槽関連で使われるさまざまなモノにも問題があるように思えるモノが少なくありません。とくに設置時には、接着剤のとても強い独特の臭いが何年というような長い期間、残っていたりしますので、それを大量に飲む住人たちにとって有害ではないかと思えるのですが、いかがなものでしょうか。せめて、できる限り、熱をかけて長時間、乾かし、使用前に洗い流し、水をため一定期間後に測定した残留濃度に一定の基準を設けるなどすべきではないでしょうか。（関係ない話で、申しわけありません。）</p>	<p>本品目の評価に当たっては、反復投与毒性試験、遺伝毒性試験及び代謝等様々な知見について慎重に審議を行った結果、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との結論に達しました。</p> <p>なお、添加物の規制等につきましては、リスク管理機関に関するご意見ですので、担当の厚生労働省にお伝えします。</p>